

◇2013年9月号◇

発行
尼崎市資産統括局
税務管理部税務管理課
尼崎市東七松町 1-23-1
TEL 06-6489-6243

市税の回覧板

税制改正のお知らせ

◇個人の市民税・県民税の均等割額について◇

防災のための施策に必要な費用の財源を確保するための、臨時的な税制上の措置として、平成26年度から35年度までの10年間、個人の市民税・県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されます。なお、兵庫県の県民税には県民緑税800円が含まれています。

平成 25 年度まで	
市民税	3,000 円
県民税（県民緑税 800 円含む）	1,800 円
均等割額（合計）	4,800 円

平成 26 年度から	
市民税	3,500 円
県民税（県民緑税 800 円含む）	2,300 円
均等割額（合計）	5,800 円

◇改修工事の減額措置について◇

○耐震改修

平成 25 年 4 月 1 日から耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象となる住宅のうち、「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当するものに係る減額期間を 2 年度分に拡充し、工事費用要件を 30 万円以上から 50 万円超に改めました。

○バリアフリー改修、省エネ改修

平成 25 年 4 月 1 日からバリアフリー改修または省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を 3 年延長し、工事費用要件を 30 万円以上から 50 万円超に改めました。



〈口座振替キャンペーンについて〉

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの間に市税の口座振替をお申込みいただいた方の中から、抽選で200名様に『秘伝調味料セット』が当たります！対象税目は市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税です。

当選発表は、平成25年12月上旬の当選通知の発送をもってかえさせていただきます。

お問い合わせは納税課へ ☎ 06-6489-6285

回覽

一定の改修工事を行った住宅に対する 減額要件等の変更について



固定資産税には次の改修工事を行った場合、申告に基づき一定期間減額する制度がありますが、平成25年4月より、減額対象となる自己負担費用が30万円以上から50万円超へと変更になりました。

ただし、平成25年3月31日までに契約したものについては自己負担費用が30万円以上50万円以下でも対象となります。また、減額措置の申告期限は改修工事完了後3か月以内です。 申告書・証明書用紙等は資産税課にありますが、その他必要資料については各自でコピーし持参してください。

1 耐震改修工事

国土交通省が定める現行の耐震基準に適合する耐震改修を行い、建築士等が証明書を発行した住宅に対する減額措置(1戸あたり120m²までの固定資産税額の2分の1を1年度分減額)があります。また、「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、2年度分まで減額されます。

〈要件〉 ○昭和57年1月1日以前に建てられ、平成27年12月31日までに一定の耐震改修を行った住宅で、耐震改修費用が50万円超

2 省エネ改修工事

国土交通省が定める現行の省エネ基準に適合する改修工事(窓、天井、壁、床の断熱性を高める工事)を行い、建築士等が証明書を発行した住宅の居住用部分について、減額措置(1戸あたり120m²までの固定資産税額の3分の1を1年度分減額)があります。

※住宅用太陽光発電装置設置工事は対象外です。

〈要件〉 ○平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、居住部分が全体の2分の1以上
○平成28年3月31日までに省エネ改修を行った住宅
○改修工事費が50万円超で、窓の断熱性を高める改修工事を含むこと



3 バリアフリー改修工事

浴室や便所改修、手すり設置等のバリアフリー改修工事を行った住宅の居住用部分について、減額措置(1戸あたり100m²までの固定資産税額の3分の1を1年度分減額)があります。

〈要件〉 ○平成19年1月1日以前に建てられた居住部分が全体の2分の1以上の住宅(貸家部分を除く)で、平成28年3月31日までにバリアフリー改修を行った住宅
○(ア)工事完了日の翌年1月1日現在で65歳以上の方、(イ)要介護又は要支援認定を受けている方、(ウ)障がい者の方のいずれかの方が居住している住宅
○補助費を除く自己負担額が50万円超

お問い合わせは資産税課へ

☎ 06-6489-6264(中央・園田地区担当)

☎ 06-6489-6265(小田・立花地区担当)

☎ 06-6489-6266(大庄・武庫地区担当)

公的年金を受給されている方へ

ご存知ですか？

「扶養親族等申告書」で、

寡婦・特別寡婦・寡夫の申告ができるようになりました。

日本年金機構や企業年金連合会等へ提出される「扶養親族等申告書」に、寡婦・特別寡婦・寡夫（以下「寡婦等」）控除の項目が新たに追加されました（平成25年分の申告書から改正）。

寡婦等に該当する方は、この「扶養親族等申告書」を提出すれば、寡婦等控除のみを受けるための税務署や市役所への申告が不要になります。

ただし、次に該当する方は今までどおり税務署や市役所への申告手続きが必要になります。

- ・「扶養親族等申告書」が送られてこなかった方（所得税の課税対象でない方）
- ・公的年金以外の所得がある方
- ・他の所得控除等を受けようとする方

「扶養親族等申告書」とは？…所得税の課税対象となる方（※）に、毎年10月下旬から11月下旬にかけて年金支払者から送付されます。（※65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上の老齢年金を受給された方です。）

～記入方法（日本年金機構の様式です）～

裏面		平成25年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	
年金証書の基礎年金番号・年金コードをご記入ください			
フリガナ 受給者氏名 印 性別			
生年月日 年 月 日			
電話番号			
本人障害 配偶・寡夫		無・普通・特別 寡婦・特別寡婦・寡夫	
控除対象 記載者		老人 夫 妻 明・大 昭・平 無・普・特 同居 別居 万円	
控除対象 扶養親族 (16歳以上)		特定 老人 明・大 昭・平 無・普・特 同居 別居 万円	
扶養親族 (16歳未満)		特定 老人 明・大 昭・平 無・普・特 同居 別居 万円	
扶養親族等 及び特別障 害者の人数		摘要 ②	

① 寡婦・特別寡婦・寡夫の選択

該当を○で囲んでください。いずれにも該当しない場合は記入不要です。

↓ 該当する場合

② 「摘要」欄の記入

- ・死別・離別・生死不明の別
- ・本年中の所得見込額（本人）
- ・（寡婦・寡夫に該当する方で）生計を一にする子がいる場合は、その子の氏名および本年中の所得見込額も記入。

～寡婦・特別寡婦・寡夫とは？～

寡婦 <次のいずれかに該当する場合>

- ・夫と死別・離婚した後再婚していない女性又は夫が生死不明の女性の方で、扶養親族又は生計を一にする子（前年の総所得金額等が所得税の基礎控除額である38万円以下の子）を有する場合
- ・夫と死別した後再婚していない女性又は夫が生死不明の女性の方で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合

特別寡婦

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の場合

寡夫

妻と死別・離婚した後再婚していない男性又は妻が生死不明の男性の方で、生計を一にする子（前年の総所得金額等が所得税の基礎控除額である38万円以下の子）を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の場合



税務証明書の発行について



	サービスセンター			証明コーナー	市役所本庁
	阪急塚口	JR尼崎	阪神尼崎		
平日(月～金) (9:00～17:30)	○	○	○	○	○
平日(月～金) (17:30～20:00)	○(※1)	×	×	×	×
土曜日 (9:00～17:30)	○	×	×	×	×

※1 平日の夜間(17:30～20:00)における証明書の受取は、16時までの電話予約が必要です。

※2 収入状況の申告がお済みでない場合には、お問い合わせください。

税務証明書を取得される際には、来庁された方の本人確認を実施しています。ご協力お願いします。

◎1 点提示でよいもの(顔写真付官公署発行の証明書)

運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、
特別永住者証明書、在留カード、外国人登録証明書 など



◎2 点提示が必要なもの

健康保険証、共済組合員証、介護保険証、学生証、社員証、年金手帳 など

お問い合わせは税務管理課へ ☎ 06-6489-6284

納期内納付について



税金は、みなさまの暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業や行政サービスを提供するための貴重な財源です。

市政の円滑な推進のため、税金は納期限内に納付していただきますよう、納税者のみなさまのご協力をお願いいたします。

事情により納期限内での納付が困難な場合は、必ず納期限までに納税課までご連絡ください。

お問い合わせは納税課へ ☎ 06-6489-6274

—納税課からのお知らせ—



今年度より市民税・県民税を30万円以上50万円未満滞納されている方を対象に、集中的に滞納整理を行う「個人住民税整理担当」というチームを新設しました。より一層の税の滞納額圧縮に向け、取り組んでまいります。